

観光庁より、Go Toトラベル事業をご利用いただく皆様へ  
～Go Toトラベルのご利用に当たっての遵守事項～

※Go To トラベル事業の利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします。

・Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。  
・お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の皆様への感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。

1. 旅行時は毎朝、**検温等の体温チェック**を実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は**接触確認アプリ**のご利用をお願いします。
2. 旅行中には、「**新しい旅のエチケット**」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。
3. 宿泊施設等では、**チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっています。宿泊施設等の従業員の指示に必ず従ってください。**
4. 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、**着実な感染防止対策**が講じられることを前提に、適切なご旅行をお願いします。

新しい旅の  
エチケット

感染リスクを避けて  
安心で楽しい旅行





※「新しい旅のエチケット」から比較的道守が難しいとされるものを抜粋しました。

毎朝の健康チェックは、おしゃべりな旅の身だしなみ。

おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。

※「新しい旅のエチケット」から比較的道守が難しいとされるものを抜粋しました。

毎朝の健康チェックは、おしゃべりな旅の身だしなみ。

おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。

※「新しい旅のエチケット」から比較的道守が難しいとされるものを抜粋しました。

毎朝の健康チェックは、おしゃべりな旅の身だしなみ。

おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。

厚生労働省  
**新型コロナウイルス  
接触確認アプリ  
COCOA**  
COVID-19 Contact Confirming Application

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚労省 接触確認アプリ

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cococa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cococa_00138.html)



「新しい旅のエチケット」

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

新しい旅の  
エチケット

感染リスクを避けて  
安心で楽しい旅行





旅先の状況確認、忘れずに。

マスク着け、私も安心、周りも安心。

楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。



混んでは、今はやめて、後からゆくり。



旅 ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。



おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。

毎朝の健康チェックは、おしゃべりな旅の身だしなみ。



こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。



間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。周りも安心。



おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。

握手より、笑顔で会釈の旅美人。

- 旅行中に発熱やせき、からだのだるさ等の体調不良が出たお客様は、宿泊施設であれば、フロント等にその旨をお申し出ください。
- その他の場合であれば、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターまでご連絡ください。また、ご連絡先がわからない場合などは、Go To トラベル事務局コールセンターまでご連絡ください。

【Go To トラベル事務局コールセンターの連絡先】

事業者の方	0570-017345	10時～19時 年中無休
	03-3548-0525	10時～17時 土日祝・年末年始休
一般利用者の方	0570-002442	10時～19時 年中無休
	03-3548-0520	10時～17時 土日祝・年末年始休

- 本事業の対象商品の販売者が、自身に代わって給付金相当額を受け取ることを承諾します。
- 本事業の対象商品の販売者が取得した利用者の個人情報、給付金の申請を行うため、観光庁及び事務局に提供します。

